

慶弔等給付

正会員限定 FAX不可



結婚・出産・子の入学などのお祝い金や休業などの見舞金を給付します。

■給付資格

ワークジョイさいたまの会員となった月の翌月1日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。



- 届け出…会員は、給付事由が発生したら、「慶弔等給付金請求書」（巻末書式）に必要な事項を記入し、給付事由を証する書類も添付して事業所に提出してください。※「慶弔等給付金請求書」はホームページからもダウンロードできます。
- 申請…事業所は「慶弔等給付金請求書」に、給付事由を証する書類を添付してワークジョイさいたままで郵送してください。
※FAXでは受付できません。
- 審査…慶弔等給付金請求書と添付書類を審査し、承認の場合は支給となります。なお、不承認の場合は申請者に通知します。
- 支給…給付決定後、受付日の翌月末日に事業所の指定口座（会費引き落とし口座）に給付金を振込みます。給付金の振込みについては、事前に事業所あてに通知いたしますので、入金を確認のうえ、該当会員へ給付金をお渡しください。

■申請期限

給付事由の発生した日から2年以内です。2年以内に申請がないときは、給付資格を失います。

■その他

- 申請に必要な**官公庁が発行する書類は、発行日から3ヵ月以内のもの**が必要となります。必ず**給付事由発生後に取得してください**。また、証明書類（写し含む）は全ページ分を添付してください。
- 通常、申請から支給までは1ヵ月かかりますが、その時の申請状況によっては支給が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。
- ご夫婦とも会員の場合、結婚・出生・結婚記念・子の就学祝い金及び火災による住宅災害見舞金及び、会員の子または親が死亡したときの弔慰金は、お二人とも請求できます。
- 1件の請求につき1枚の「慶弔等給付金請求書」が必要になります。
- 会員本人死亡の場合、退会届を同時に提出してください。また、会員本人死亡の場合、給付金は相続人に直接お支払いします。
- 請求に伴い、ご登録いただいている会員情報（登録家族の追加等含む）の変更処理をさせていただきます。
- ワークジョイさいたま退会後の申請は、受付できません。

給付事由	給付金額	添付書類
結婚祝金	10,000円	①戸籍謄本または婚姻届受理証明書（写し可）※内縁関係は含みません
出生祝金	10,000円	①戸籍謄本、健康保険証、母子手帳出生証明書（市区町村の証明欄）いずれか1通（写し可） ※会員本人との関係が確認できる書類 ※男性会員の内縁の妻が出産した場合は対象外
子の就学祝金（小学校）	5,000円	①健康保険証、就学通知書いずれか1通（写し可）※会員本人との関係が確認できる書類
子の就学祝金（中学校）	5,000円	①健康保険証、就学通知書いずれか1通（写し可）※会員本人との関係が確認できる書類
20歳祝金（会員本人）	5,000円	①運転免許証、健康保険証いずれか1通（写し可）※生年月日が確認できる書類
還暦祝金	5,000円	①運転免許証、健康保険証いずれか1通（写し可）※生年月日が確認できる書類
結婚記念祝金（25年）	5,000円	
結婚記念祝金（35年）	7,000円	①戸籍謄本または婚姻届受理証明書（写し可）※内縁関係は含みません
結婚記念祝金（50年）	10,000円	
勤続祝金（20年）	5,000円	①健康保険証（写し可）
勤続祝金（30年）	7,000円	※入社年月日が健康保険証の資格取得年月日と一致しない場合は雇用証明書（センター指定）
傷病休業見舞金（14日以上30日未満）	10,000円	①休業証明書（センター指定）
傷病休業見舞金（30日以上90日未満）	20,000円	②医師の診断書または医療機関の発行する入院期間がわかる領収書いずれか1通（写し可）
傷病休業見舞金（90日以上）	30,000円	
火災による住宅災害	50,000円	①消防署が発行する罹災証明書（写し可） ※大規模災害、自然災害による火災は除きます ※別途、添付書類の提出をお願いする場合があります
死亡（会員本人）	50,000円	①死亡診断書または死体検案書いずれか1通（写し可）※死亡日が確認できる書類 ②戸籍謄本（写し可）※会員本人と相続人との関係が確認できる書類 ③相続人代表者指定届（センター指定）
配偶者の死亡弔慰金	20,000円	①死亡診断書または死体検案書いずれか1通（写し可） ※死亡日が確認できる書類 ※妊娠7ヵ月以上の死産は、届出受理証明書（写し可）
子の死亡弔慰金	10,000円	②戸籍謄本（写し可）※会員本人との関係が確認できる書類 ※内縁の家族は対象外（男性会員の内縁の妻の子や内縁の妻の親は対象外） ※子は養子、継子、妊娠7ヵ月以上経過した後に死産した子を含む
親の死亡弔慰金	5,000円	親の死亡とは、会員及び会員の配偶者の親になります

※申請に必要な官公庁が発行する法的証明書類については、発行日より3ヵ月以内のものが有効になります。